

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【公開番号】特開2016-113612(P2016-113612A)

【公開日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-038

【出願番号】特願2015-233129(P2015-233129)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/38 (2014.01)

【F I】

C 0 9 D 11/38

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

直鎖炭化水素ワックスおよび分岐した炭化水素ワックスと、

インク組成物の合計重量を基準として25重量%より多い量で存在するアミドと、

ロジンエステルと、

着色剤と、

を含み、

前記アミドは、モノアミド、トリアミドおよびテトラアミドからなる群の少なくとも2つのいずれかの組み合わせを含む、眼用レンズに印刷するための相変化インク組成物。

【請求項2】

前記直鎖炭化水素ワックスが、直鎖ポリエチレンワックスを含む、請求項1に記載の相変化インク組成物。

【請求項3】

前記分岐した炭化水素ワックスが、分岐したポリエチレンワックス、分岐したポリメチレンワックス、またはこれらの組み合わせを含む、請求項1に記載の相変化インク組成物。

【請求項4】

前記アミドが、前記インク組成物の合計重量を基準として25%より多く、75%までの量で存在する、請求項1に記載の相変化インク組成物。

【請求項5】

前記アミドが、モノアミドおよびトリアミドの組み合わせである、請求項1に記載の相変化インク組成物。

【請求項6】

前記アミドが、前記相変化インク組成物の合計重量を基準として27%から55%までの量で存在する、請求項1に記載の相変化インク組成物。

【請求項7】

前記アミドが、前記相変化インク組成物の合計重量を基準として27%から55%までの量で存在するモノアミドおよびトリアミドの組み合わせを含む、請求項1に記載の相変化インク組成物。

【請求項8】

前記トリアミドが、分岐トリアミドを含む、請求項1に記載の相変化インク組成物。

【請求項9】

前記ロジンエステルが、アビエチン酸グリセリルを含む、請求項1に記載の相変化インク組成物。

【請求項10】

前記相変化インク組成物は、可塑剤、安定化剤、酸化防止剤、消泡剤、すべり剤およびレベリング剤、清澄剤、粘度調整剤、接着剤、ならびにこれらの組み合わせからなる群のいずれかをさらに含む、請求項1に記載の相変化インク組成物。

【請求項11】

前記着色剤は、染料、顔料、およびこれらの組み合わせからなる群から選択されるいすれかである、請求項1に記載の相変化インク組成物。

【請求項12】

直鎖炭化水素ワックスおよび分岐した炭化水素ワックスと、
インク組成物の合計重量を基準として25重量%より多い量で存在するモノアミドおよび分岐トリアミドである、アミドと、
ロジンエステルと、
着色剤と、
を含む、眼用レンズに印刷するための相変化インク組成物。

【請求項13】

前記直鎖炭化水素ワックスが、直鎖ポリエチレンワックスを含む、請求項12に記載の相変化インク組成物。

【請求項14】

前記分岐した炭化水素ワックスが、分岐したポリエチレンワックス、分岐したポリメチレンワックス、またはこれらの組み合わせを含む、請求項12に記載の相変化インク組成物。

【請求項15】

前記アミドが、前記インク組成物の合計重量を基準として25%より多く、75%までの合計量で存在する、請求項12に記載の相変化インク組成物。

【請求項16】

前記ロジンエステルが、アビエチン酸グリセリルを含む、請求項12に記載の相変化インク組成物。

【請求項17】

前記相変化インク組成物は、可塑剤、安定化剤、酸化防止剤、消泡剤、すべり剤およびレベリング剤、清澄剤、粘度調整剤、接着剤、ならびにこれらの組み合わせからなる群のいずれかをさらに含む、請求項12に記載の相変化インク組成物。

【請求項18】

前記着色剤は、染料、顔料、およびこれらの組み合わせからなる群から選択されるいすれかである、請求項12に記載の相変化インク組成物。

【請求項19】

インクジェットプリンタのスティックまたはペレットであって、眼用レンズに印刷するための相変化インク組成物を含み、

この相変化インク組成物が、直鎖炭化水素ワックスおよび分岐した炭化水素ワックスと、インク組成物の合計重量を基準として25重量%より多い量で存在するアミドと、ロジンエステルと、着色剤とを含み、

前記アミドは、モノアミド、トリアミドおよびテトラアミドからなる群の少なくとも2つのいすれかの組み合わせを含む、インクジェットプリンタ用のスティックまたはペレット。

【請求項20】

前記相変化インク組成物は、可塑剤、安定化剤、酸化防止剤、消泡剤、すべり剤およびレベリング剤、清澄剤、粘度調整剤、接着剤、ならびにこれらの組み合わせからなる群の

いずれかをさらに含む、請求項19に記載のインクジェットプリンタ用のステイックまたはペレット。